

国道17号 行田市内において 特殊車両の指導取締りを実施

積載重量超過車両は、道路の損傷を早める原因の一つとなっています。道路構造物を守るためには、通常の維持管理に加え、道路の適正な利用も重要です。

大宮国道事務所では、道路構造物の保全と道路交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と法令遵守の意識の向上に取り組んでおり、埼玉県行田警察署と協力し、平成29年11月27日に特殊車両の通行に関して指導取締りを実施しました。

引き続き関係機関と協力して指導取締りを実施し、違反車両の是正に努めていきます。

1. 実施日時:平成29年11月27日(月)10時00分～12時00分

2. 実施路線:国道17号

3. 実施結果: (車両台数)

		今回	前回まで	合計
対象車両		5台	28台	33台
違反車両		2台*	15台	17台
内訳	指導警告	2台	15台	17台
	措置命令	0台	0台	0台

※通行経路違反1台、無許可1台

4. 違反者への対応

違反走行していた2台に対しては、その場で文書により指導警告を行いました。

なお、今後も繰り返し違反走行を行った者に対しては、事務所において対面による是正指導を行うなどの措置を講じることになります。

指導取締要領が平成27年2月に一部改正され、取締りにて悪質な重量違反者を発見した場合は、告発の手続き(レッドカード)をとることとなっています。

取締り実施状況



寸法(長さ)計測状況



寸法(高さ)計測状況



許可証確認状況



指導警告状況

特殊車両許可制度・道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

○特殊車両通行許可制度については、関東地方整備局ホームページ

URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>

をご覧ください。

○道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針については、国土交通省ホームページ

URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001039265.pdf>

をご覧ください。